

PATENT ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	Change of Address
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
SYSTEMNEEDS, INC.	07/27/2011
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	SYSTEMNEEDS, INC.
Street Address:	11-1, 2-CHOME, KITASHINAGAWA
Internal Address:	SHINAGAWA-KU
City:	TOKYO
State/Country:	JAPAN
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Patent Number:	7266695
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(202)393-5350
Phone:	202-638-6666
Email:	patent@jhip.com
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
Correspondent Name:	JOHN C. HOLMAN
Address Line 1:	JACOBSON HOLMAN PLLC
Address Line 2:	400 SEVENTH STREET, N.W.
Address Line 4:	WASHINGTON, DISTRICT OF COLUMBIA 20004
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	P68840US0
NAME OF SUBMITTER:	John C. Holman
Total Attachments: 6 source=assignment-4pats_20110930105630#page1.tif source=assignment-4pats_20110930105630#page2.tif source=assignment-4pats_20110930105630#page3.tif source=assignment-4pats_20110930105630#page4.tif source=assignment-4pats_20110930105630#page5.tif source=assignment-4pats_20110930105630#page6.tif	

OP \$40.00 7266695

Commercial Register

(Page 1)

FIRM NAME: Systemneeds, Inc.

PRINCIPAL FIRM: 11-1, 2-chome, Kitashinagawa,
Shinagawa-ku, Tokyo, Japan

Moved on July 10, 2011

Registered on July 27, 2011

THE DATE OF THE ESTABLISHMENT OF THIS COMPANY:

April 2, 1990

(Other items are not applicable.)

(last page)

THE MATTER ABOUT THE REGISTRATION RECORDS:

Principal firm moved from 9-9, 3-chome, Mita,
Minato-ku, Tokyo, Japan on July 10, 2011

Registered on July 27, 2011

(Other items are not applicable.)

The above-mentioned is hereby certified to be a true
and correct copy of the Commercial Register.

August 3, 2011

Shinagawa Branch

Tokyo Legal Affairs Bureau

Registrar, Ken HOSOYA (SEAL)

履歴事項全部証明書

東京都品川区北品川二丁目11番1号
 システムニーズ株式会社
 会社法人等番号 0107-01-025419

商号	システムニーズ株式会社	
本店	東京都品川区北品川二丁目11番1号	
公告をする方法	当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	平成2年4月2日	
目的	① コンピュータシステムの導入・開発・運用のコンサルタント業務 ② コンピュータソフトウェアの開発要員の為の研修会、講習会の企画、実施並びにカルチャーセンターの経営 ③ コンピュータソフトウェアの開発及び販売 ④ コンピュータシステムの運用・保守管理 ⑤ コンピュータ周辺機器の販売 ⑥ コンピュータ設置に関する工事 ⑦ 書籍の出版 ⑧ 広告業 ⑨ セキュリティオフィスに関する企画・設計 ⑩ 不動産に関する業務全般 ⑪ インターネット通信販売に関する業務全般 ⑫ ラジコンヘリコプターの製造・販売・サービス ⑬ 中古品の売買、オークションによる販売 ⑭ 上記①～⑬に付帯関連する一切の事業	
発行可能株式総数	3万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 7230株	
資本金の額	金4000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 中山 恵 介	平成20年 6月25日重任
	取締役 中山 純 子	平成20年 6月25日重任

PATENT

	取締役 内田 高 司	平成20年 6月25日重任
	東京都品川区東品川三丁目32番36号 代表取締役 中山 恵 介	平成20年 6月25日重任
	監査役 河 田 力 一	平成21年 6月26日重任
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>	
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>	
新株予約権	<p>第1回新株予約権 新株予約権の数 723個（新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。ただし、次項に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。） 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 当社普通株式723株 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$ また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で目的たる株式の数を調整する。 各新株予約権の発行価額 無償 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 1株につき12万円 各新株予約権行使時に払込をすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）</p>	

PATENT

	<p>に新株予約権1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とする。 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により、行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$ <p>また、時価を下回る価格で新株式の発行（商法第280条ノ20および商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使による場合を除く。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{行使価額}}{\text{既発行株式数} + 1 \text{株あたり時価}}$ <p>上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式等を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読替えるものとする。</p> <p>さらに、当社が合併または会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で行使価額の調整を行う。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成19年12月1日から平成24年11月30日</p> <p>ただし、本新株予約権は、当社株券が日本国内のいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、権利を行使することができるものとし、行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。</p> <p>新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）</p> <p>(ア) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了にある退任その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。</p> <p>(イ) 新株予約権の譲渡（相続による譲渡も含む）、質入その他の処分は認めない。</p> <p>(ウ) その他の条件は、平成17年6月29日第15期定時株主総会および平成18年1月25日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。</p> <p>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 （会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件） 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約承認議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で取得することができる。</p>
<p>取締役会設置会社に関する事項</p>	<p>取締役会設置会社</p>
<p>監査役設置会社に関する事項</p>	<p>監査役設置会社</p>

東京都品川区北品川二丁目11番1号
システムニーズ株式会社
会社法人等番号 0107-01-025419

登記記録に関する 事項	平成23年7月10日東京都港区三田三丁目9番9号から本店移転 平成23年 7月27日登記
----------------	---

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成23年 8月 3日
東京法務局品川出張所
登記官

細 谷 賢



PATENT